

使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイドの制定案に対する科学的・技術的意見の募集結果について

令和5年3月29日
原子力規制委員会

1. 概要

使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイド¹の制定案について、科学的・技術的意見の募集を実施しました。

期 間： 令和4年11月3日から同年12月2日（30日間）

対 象：

- 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイドの制定案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数²：15件³

○御意見に対する考え方：別紙1及び別紙2のとおり

¹ 意見公募後、「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」に変更している。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

³ 提出意見には他の案又は複数の案に対する意見が含まれる場合がある。

**放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認
に関する審査ガイドに対する御意見への考え方**

令和 5 年 3 月 2 9 日

整理 番号	意見の概要	考え方
1	<p>・全般（11/2 原子力規制委員会資料3 p287） 第1回の意見聴取における「例示の記載方法の工夫」「従来の審査実務との相違」について、本案には反映されていないように思えるが、どのように考えているのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「例示の記載方法の工夫」については、意見聴取の際、「例示以外のものが認められなくなるかのような誤った印象を与えないよう、例示の記載方法を工夫して欲しい」との意見があったことを意味していると思われませんが、同意見を踏まえた上で、放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド（以下「審査ガイド」という。）の制定案（以下「審査ガイド案」という。）は作成しています。 ➤ また、御意見の「従来の審査実務との相違」については、意見聴取の際、「ガイド案に記載している事項について、従来の審査実務と比べて変わっていないのか、それとも厳しくなっているのかがわかるようにして欲しい」との意見があったことを意味していると思われませんが、審査ガイド案の内容は基本的に従来の審査実務と相違するものではありません。 ➤ 以上より、御意見については、検討した上で適切に対応しているため、原案のとおりとします。
2	<p><該当箇所> 1 ページ 「また、本ガイドは、技術的知見、審査実績の蓄積等に応じて、定期的に検討し、適宜見直すこととする。」 <内容> このようなガイドは得てして硬直しやすい。またパブコメ募集期間が短時間であるため、見落としもありうる。できるだけ頻度高く見直ししてほしい。「定期的に」ではなく、「事業者の意見を聴取し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイドは、放射線施設等に関する技術上の基準等への適合性を審査する際に用いるものです。このため、審査ガイドの見直しの要否については、技術的知見や審査実績の蓄積等を踏まえて、判断することになります。 ➤ また、一般に放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）が改正された場合には、関係する下位法令や審査ガイド等の改正について検討することになりますので、その旨を審査ガイドに改め

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>随時見直すこととする。」としてほしい。また、「技術的知見、審査実績の蓄積」だけでなく、「法改正や社会的な状況を鑑み」を追加し、可能な限り、柔軟な対応を望む。</p>	<p>て明示する必要はないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、審査ガイドを改正する際には、必要に応じて、関係団体からの意見聴取や意見公募を行います。
3	<p>・ 2 ページ 注記</p> <p>注記 3 の「放射性同位元素」で「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を含む条文を列記しているが、含む場合と含まない場合の違いはどのような整理に基づくものなのか、その考え方を示すべきではないか。事実関係だけを述べるのではなく、考え方を示さなければこのガイドラインは有用なものにならないと考えているのですが、いかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を含めて考慮すべきか否かについては、許可申請されている放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素が生成されるのか否かにより、判断されますが、御意見の「含む場合と含まない場合の違い」については、許可申請者の放射線発生装置の取扱いの状況等は様々であるため、これを示すことは困難です。 ➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、審査ガイド案の第 1 章第 3 節 1. の記載内容を、以下のとおり修正します。 <p>(修正後の内容)</p> <p>本ガイドでは、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を「含む」場合及び「含まない」場合の両者とも「放射性同位元素」と記述し、特段の区別を示さないが、<u>審査に当たって、審査官は、個別の許可申請の内容を踏まえて、適宜に読み替えるものとする。</u></p>

整理 番号	意見の概要	考え方
4	<p>・ 3 ページ</p> <p>「特段の区別を示さないが、その文意によって適宜に読み替えるものとする。」とあるが、この区別は【解説3】を読んでも考え方が示されていないため、本文又は【解説3】に記載すべきではないでしょうか。法令で示しているものを補足・解説するのがガイドラインの役割の一つであれば、このような記載こそ必要ではないでしょうか。</p>	<p>➤ 「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む」場合に該当するの否かについての判断の基準は、整理番号 3 の御意見に対する「考え方」に記載したとおりです。</p> <p>➤ また、審査ガイド案の解説3は、「法の規制を受ける放射線を放出する同位元素」について解説するものであるため、御意見を踏まえ、審査ガイド案の第1章第3節1. における「【解説3】」の記載位置を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>1. 放射性同位元素</p> <p>「放射性同位元素」とは、法第2条第2項に規定するものをいう【解説3】。</p>
5	<p>・ 3 ページ</p> <p>「核種」の定義で、告示別表1又は別表2とある。別表1の「核種」が本来的なところであるが、別表2の「核種」が別表1の核種を包含しているのではないか。</p>	<p>➤ 御意見の「本来的」及び「包含」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「核種」については、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号。以下「数量告示」という。）別表第1及び別表第2の「第一欄」中に「核種」の欄がそれぞれ設けられており、審査ガイドでは、これらに掲げるものを「核種」と定義するものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
6	<p>・ 3 ページ</p> <p>許可申請において、申請者が「国」でない場合でも、根拠法令（例えば国立法法人法）によって「国」とみなされている場合も、「承認」</p>	<p>➤ 御意見の部分が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第37条（他の法令の準用）及びその委任を受けた国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第25条第</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>となるのでその旨記載すべきではないでしょうか。法律の条文をただ記載するのではなく、解説や説明、補足等がなければ、ガイドラインとして意味をなさないのではないのでしょうか。</p>	<p>1項第16号の規定により、国立大学法人等を国とみなして法第50条の規定を準用する場合を否定するものではないことは明らかですが、その趣旨がより明確になるよう、審査ガイド案の第1章第3節5.の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>ただし、申請者が国である場合には、法第50条の規定により、「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。また、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第25条第1項第16号の規定により、申請者が国立大学法人等である場合も、同様に「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。</p>
7	<p><該当箇所></p> <p>p6 2. 確認の視点</p> <p>なお、確認に当たっては、国や地方公共団体が公開しているハザードマップ（最新版）も併せて参照し、当該ハザードマップの記載内容に係る許可申請者における検討及び対策の実施状況等について併せて説明を求める【解説8】。</p> <p>p88 【解説5】</p> <p>放射線施設の放射性同位元素等を外部に漏えい、散逸等をさせ得る影響をもたらす地崩れ及び浸水の発生が相当程度見込まれる場所ではないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ハザードマップについては、解説8に示すとおり、本法に係る許可申請時において、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものであり、御意見の「ハザードマップの審査適合性基準」のような規制要求を新たに設けるのではなく、許可申請書に係る審査は、あくまでも法令の基準に基づき行うこととなります。 ➤ また、ハザードマップの内容が、御意見の「地崩れや浸水等」に係る法第6条各号に定める使用の許可の基準（以下「許可の基準」という。）に影響し得るか否かについては、許可申請者の工場又は事業所の状況は様々であり、当該申請がな

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>p89 【解説 8】 許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><意見／理由> ハザードマップの審査適合性基準（地崩れや浸水等）を明確にしてほしい。</p> <p>（例）東日本大震災による津波被害の実績の有無や、南海トラフ地震等各種の被害予測の結果によって足切り（例えば震度5以上、津波高さ5m以上と評価されている場所は許可しない等）されることは無いか。</p> <p>（貯蔵施設、廃棄施設等も同様）</p>	<p>される前に、あらかじめ、原子力規制委員会が許可処分を行い得るものか否かを示すことは困難です。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
8	<p>1. P. 8 I. 1(1) P36 I. 1(1), P50 I. 1(1), P91 解 11, P96 解 24 常時立ち入る場所の線量 1-1. 意見 1. 現在、この線量が線量限度として運用され、規制官にも週 1mSv を要求する人がいます。 しかし、この規定は施設の遮蔽要件を規定したもので、従事者の線量限度 50mSv を超えないように遮蔽をするためです。 改めて線量限度の規定ではないことを確認いただきガイド等に反映していただきたい。</p>	<p>➤ 数量告示第 10 条第 1 項で規定する線量限度（遮蔽物に係る線量限度）が、御意見の「遮蔽要件を規定したもの」であることについては、審査ガイド案の第 2 章第 3 節 I. 1. (1)、第 3 章第 3 節 I. 1. (1)、第 4 章第 3 節 I. 1. (1) 及び解説 11 に明記しています。</p> <p>➤ また、御意見の「解説 24 では 1 週間に 1 mSv を超えると違法のように書いています」とする審査ガイド案の解説 24 のどの記載箇所について言及されているのかが必ずしも明らかではありませんが、解説 24 は、「使用施設内の人が常時立ち入る場所」の考え方を解説するものであり、その線量</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
9	<p>1. P. 8 I. 1(1) P36 I. 1(1), P50 I. 1(1), P91 解 11, P96 解 24 常時立ち入る場所の線量 1-2. 管理区域に常時(年間 50 週) 入る人がいても、50mSv を超えないよ うに遮蔽を管理しなさいの意味です。 解説 24 では 1 週間に 1 mSv を超えると違法のように書いています。 従事者の線量限度とするのであれば、1 週間 1 mSv を年間 50mSv と 同じ条項で規定すべきです。 今の解釈では、1 週おきに業務する従事者は年間 25mSv で規制され ることになります。 常時立ち入る場所の線量は線量限度ではなく、遮蔽の要件(施設要 件)であることを改めて再確認いただき、ガイドに反映いただきたい。</p>	<p>限度等を解説するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>
10	<p>9 ページ (3) 複合評価時の線量限度等 それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 となる ようなその線量又は空気中の濃度をもって</p> <p>意見 「線量限度に対する割合の和が 1 となる」又は「濃度限度に対する 割合の和が 1 となる」ようなという意味でしょうか？(以下同様の 記述がいくつかあります) 「線量限度、又は濃度限度に対する割合の和が 1 となるようなその 線量又は空気中の濃度をもって」と句読点を入れるほうが分かりや すいのではないのでしょうか。</p>	<p>➤ 御意見の部分については、数量告示第 25 条の規定の文言 をそのまま引用しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
11	<p>〈該当箇所〉 9 ページ 「実効線量が3月間につき 250 マイクロシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを求めている・・・」</p> <p>〈内容〉 事業境界の線量評価においては、遮蔽体を考慮せず、線源からの距離で評価することもあるため、遮蔽体が必ずしも必要としないこともあり得る。 ”実効線量が3月間につき 250 マイクロシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを求めている”は”遮蔽物等により、実効線量が3月間につき 250 マイクロシーベルト以下とすることを求めている”としたほうが良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、「I. 法令の要求事項」という項目名が示すとおり、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第14条の7第1項第3号ロ及び数量告示第10条第2項に規定する法令の要求事項の概要を示すものです。 ➤ また、審査ガイド案第2章第3節II. の「4. 遮蔽物による遮蔽能力の設定」のうち、「なお、…（略）…許可申請者が遮蔽物を設ける必要がないとした場合」以降の文章において、御意見の事例に対する確認の視点を示しているため、修正や追記等を行う必要はないと考えています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
12	<p>P. 9 P. 37 P. 51</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の7第1項第3号ロ） （3）複合評価時の線量限度等 ・・・又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。 なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見のような計算式、計算の方法等については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、適切なものを選択して適用すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>示第 1 4 条に定める濃度限度をいう</p> <p>・事業所の境界の放射性同位元素濃度については、どのような計算式を用いるのですか？計算式を示してください。解説 15 でも同様に事業所境界について示しています。まずは基本となる計算式を提示していただきたい。</p>	
13	<p>審査 P. 9</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号ロ）</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>．．．．．又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第 1 4 条に定める濃度限度をいう</p> <p><意見></p> <p>・事業所の境界の放射性同位元素濃度について計算して求める際、どのような計算式を用いるのですか？今まで許可使用者にこのような要求はなされていないので経験のないことです。原子力規制委員会として計算式を示してください。解説 15 でも同様に事業所の境界について示しています。まずは基本となる計算式を提示して</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>いただきたい。</p>	
14	<p>審査 P. 37</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の9第3号が引用する規則第14条の7第1項第3号ロ）</p> <p>.....</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている（数量告示第25条第2項）。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1」と示されている。線量限度の比はどのように計算するのですか。 	

整理 番号	意見の概要	考え方
15	<p>P. 37</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の9第3号が引用する規則第14条の7第1項第3号口）</p> <p>.....</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている（数量告示第25条第2項）。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう。</p> <p>・「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度となっています。どのように事業所境界の濃度を算出するのですか？</p>	
16	<p>P. 9</p> <p>P. 37</p> <p>P. 51</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の7第1項第3号口）</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>.....又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それ</p>	<p>➤ 御意見の部分は、数量告示第25条第2項に定めるとおり「同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるとき」の考え方であり、全ての許可使用者に対し、適用を求めるものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p> <p>➤ なお、数量告示第25条第2項の規定は、一般的には想定し</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう</p> <p>・規則第14条の11第1項第4号ハの規定により、排気施設は(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。とされており、普通許可使用者は(1)（排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。）の適用により排気設備を設置している。そのため当該排気施設の設置により本質的に事業所の境界における濃度評価を行う必要が無いのに、事業所の境界における線量と濃度に関し、線量限度及び濃度限度の比の和が1以下であることを示さなければならぬのでしょうか。ご説明願います。</p>	<p>難しいものも含め、様々な状況が生じることを仮定した規定となっているため、審査ガイド案では、具体的な確認の視点は示していません。</p>
17	<p>審査 P9</p> <p>3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第14条の7第1項第3号口）</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等 上記2.（3）と同様である。</p> <p><意見></p> <p>・規則第14条の11第1項第4号ハの規定により、排気施設は(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。とされており、</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>普通許可使用者は(1) (排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。) の適用により排気設備を設置している。そのため当該排気施設の設置により本質的に事業所内の病室又は居住区域の境界における濃度評価を行う必要が無いのに、事業所内の病室又は居住区域における線量と濃度に関し、線量限度及び濃度限度の比の和が1以下であることを示さなければならないのでしょうか。ご説明願います。</p>	
18	<p>P. 9 P. 37 P. 51</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度(規則第14条の7第1項第3号ロ)</p> <p>(3) 複合評価時の線量限度等</p> <p>.....又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう</p> <p>・線量限度に関しても割合の和で考えるのですか?間違いではないですか?</p>	<p>➤ 御意見の「間違いではないですか」とする箇所が明らかではありませんが、御意見の部分は、数量告示第25条第2項の規定の文言をそのまま引用しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
19	<p><該当箇所>9 ページ 2 章 3 節 1 3 (1) 脚注 <内容> 脚注が 2 ページにまたがっているため、レイアウトを修正して 1 ページに収めるべきではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の脚注 5 の配置を修正します。</p>
20	<p>審査 P9 3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号ロ） (3) 複合評価時の線量限度等 上記 2. (3) と同様である。</p> <p><意見> ・ 2. (3) と同様ですか？</p>	<p>➤ 御意見の「2. (3)」及び「3. (3)」は、いずれも、線量限度等について、数量告示第 2 5 条第 2 項の規定を適用するものであるため、同様である旨を示すものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
21	<p>審査 P9 3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号ロ） (3) 複合評価時の線量限度等 上記 2. (3) と同様である。</p> <p><意見> ・ 病室における濃度限度の算出の仕方に関する計算式の提示をお願いします。</p>	<p>➤ 御意見の「病室における濃度限度の算出」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
22	<p>〈該当箇所〉 10 頁 〈記述〉 その内容は、許可を受けようとする取扱いと対応するものであること、解説 19 〈意見〉 ここで、対応するものである。とありますが、解説 19 で示される放射平衡、子孫核種などは取扱いによって変わるのでしょうか？解説 19 には、「取扱いと対応する。」という意味を解説していません。わかりやすく説明をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の解説 19 は、取り扱う放射性同位元素等のうち、「放射平衡となる核種」における審査の視点について解説するものであり、御意見の「取扱いと対応する。」という意味を解説するものではありません。 ➤ 審査ガイド案の第 2 章第 3 節Ⅱ. 1. に記載の「許可を受けようとする取扱いと対応するもの」とは、許可申請書に記載されている核種及び数量等に係る記載内容が、許可を受けようとする放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱いと対応関係にあることを確認するものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
23	<p>審査 P. 10 核種及び数量等について以下の事項が示され、その内容は、許可を受けようとする取扱いと対応するものであること【解説 19】。</p> <p>〈意見〉 解説 19 には、「取扱いと対応する。」という意味を具体的に解説していません。今少しわかりやすく、密封された放射性同位元素の場合、密封されていない放射性同位元素の場合と分けてご説明願います。</p>	
24	<p>審査 P. 11 (2) 密封された放射性同位元素 2 なお、「密封の状態」欄については、許可申請書には、当該欄の記載内容から判断できる場合を除き、その構造等について必要な内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「記載内容から判断できる場合」とは、図面又は説明書等を要せず、様式口の「種類及び数量」欄のうち「密封の状態」欄の記載で、その内容が判断できる場合を指しますが、その具体的な内容については、許可申請者が、自らの放射性同位元素の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>容が示された図面又は説明書等が添付されていること【解説21】。</p> <p><意見> 現在の申請時には、密封された放射性同位元素の密封状態に対して図面を添付している。ここでいう、「記載内容から判断できる場合」とは、具体的にどのような判断の場合のことか？判断基準を示して下さい。また、この要否の判断は誰が行うのか？審査担当官、それ以外の者なのか説明願います。</p>	<p>請書に記載すべきものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ また、御意見の「要否判断」を行うのは許可申請者であることは、その文意から明らかなです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
25	<p>12 ページ</p> <p>「許可申請者が定める上限を超過しないように管理するための方法」とは装置の構造のみならず、週単位、3月単位の集計の方法までも含んだ記載と読み取れます。その算出方法まで説明が必要なのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「許可申請者が定める上限を超過しないように管理するための方法」については、許可申請者が、自らの放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。
26	<p>審査 P. 13 P. 39も同様</p> <p><意見> 「半減期が極めて短い場合であって、減衰を考慮した上で、……」の記述ですが、保管廃棄設備における評価時においては、四半期ごとに区分けして評価を行い、その際には核種ごとに減衰補正を行って計算しております。少なくとも「極めて」を削除するか、具体的な減衰補正可能となる半減期を具体的に示して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、使用施設又は貯蔵施設の遮蔽に係る線量評価において、半減期が極めて短い密封されていない放射性同位元素を放射線源とする場合には、合理的な評価をし得ることを例示した上で、その際の確認の視点として示すものであり、御意見の保管廃棄設備についての確認の視点を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、保管廃棄設備の遮蔽に係る線量評価のうち、保管廃棄する放射性同位元素等の減衰を考慮して線量評価をする場合についての確認の視点は、審査ガイド案の第4章第3節Ⅱ. 2. (1) ③に示しています。

整理 番号	意見の概要	考え方
27	<p>〈該当箇所〉 13 頁 〈記述〉 線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 「線量評価の要否を検討」とは、検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時でしょうか？具体的に提示していただけますか。また、この要否判断は誰が行うのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「線量評価の要否」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
28	<p>審査 P. 13 (2) 密封された放射性同位元素 4 密封されていない放射性同位元素又は放射線発生装置と同時に使用をする場合は、その組合せや同時使用の状況等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 この記述の「線量評価の要否を検討」は、許可申請を行う者があらかじめ検討し適切に設定していることを示すことでよろしいのでしょうか。</p> <p>いずれにしても、「線量評価の要否を検討」は検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>それとも、この「線量評価の要否を検討」は原子力規制委員会が行おうとしているのでしょうか？お答え下さい。</p>	
29	<p>審査 P. 14 (3) 放射線発生装置 4 密封されていない放射性同位元素又は密封された放射性同位元素と同時に使用をする場合については、その組合せや同時使用の状況等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p><意見> この記述の「線量評価の要否を検討」は、許可申請を行う者があらかじめ検討し適切に設定していることを示すことでよろしいのでしょうか。 いずれにしても、「線量評価の要否を検討」は検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。 それとも、この「線量評価の要否を検討」は原子力規制委員会が行おうとしているのでしょうか？お答え下さい。</p>	
30	<p>審査 P. 14 (2) 放射線発生装置 5 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見> 放射化物に関する規制が盛り込まれた当時の政府からの説明では放射化物保管設備での線量評価は必要ないと説明を受けたにも係わらず、原子力規制委員会になってしばらくして評価を求められている現状において、過去の放射化物データを基に線量評価を要求されていて許可使用者は困惑している。ここでいう「線量評価の要否を検討」とは、検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。また、この要否判断は誰が行うのか？許可申請を行う者の判断で構わないのか？お答えください。</p>	
31	<p>14 ページ 5 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見 「線量評価の要否を検討」とありますが、検討して線量評価が必要となる判断基準は示されるのでしょうか？例えば、10MeV 以下の医療用直線加速器に限った場合、放射化物の発生量は非常に少ないと思いますが、この場合、線量評価の要否はどのように判断されますか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
32	<p>〈該当箇所〉 14 頁 〈記述〉 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 医療用直線加速器から発生する放射化物に関する線量評価については現在、他施設や過去の放射化物データを基にした線量評価を求められていますが、使用方法などが異なる施設に対し「線量評価の要否を検討」するのは困難ではないでしょうか？</p>	
33	<p>14 ページ 5 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見 放射化物に関する線量評価については現在、他施設や過去の放射化物データを基にした線量評価を求められていますが、使用方法などが異なる施設に対し正確な判断は難しいのではないのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
34	<p>〈該当箇所〉 14 頁 〈記述〉 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 「線量評価の要否を検討」とありますが、線量評価が必要となる判断基準が不明です。10MeV 以下の医療用直線加速器の場合、放射化物の発生量は少ないですが線量評価は必要ですか？</p>	
35	<p>14 ページ 6 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見 「線量評価の要否を検討」とありますが、検討して線量評価が必要となる判断基準は示されるのでしょうか？例えば、10MeV 以下の医療用直線加速器に限った場合、放射化物の発生量は非常に少ないと思いますが、この場合、線量評価の要否はどのように判断されますか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
36	<p>審査 P. 14</p> <p>(3) 放射線発生装置</p> <p>6 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p><意見></p> <p>「線量評価の要否を検討」とは、検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。また、この要否判断は誰が行うのか？許可申請を行う者の判断で構わないのか？お答えください。</p>	
37	<p>14 ページ</p> <p>6 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見</p> <p>放射化物に関する線量評価については現在、他施設や過去の放射化物データを基にした線量評価を求められていますが、使用方法などが異なる施設に対し正確な判断は難しいのではないのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
38	<p>審査 P. 14 (1) 1 イ 作業室内の放射性同位元素の取扱状況、実験機、フード等の・・・</p> <p><意見> 申請上は「実験機」に関する記載項目が無いので、審査の対象とする必要はないので削除すべき。以下各所に「実験機」の記述があるので削除をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 作業室内に実験機やこれに類するものを設置することを前提にして、遮蔽又は被ばくの評価を行った結果が記載されている許可申請書があるため、これを例示したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
39	<p><該当箇所> 15 ページ (2) 工場又は事業所の境界および 18 ページ (5) 工場又は事業所の境界</p> <p><内容> 現在の審査においては、工場又は事業所の境界の線量計算において、「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 を超えないことを適切な方法で評価していること」に関する評価が求められている。すなわち、排気口における排気中濃度限度に対する割合の和を内部被ばく線量として、外部被ばく線量との合算評価を行うことを求めているが、本ガイドには書かれていないので、この評価は必要ないということが良いか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の工場又は事業所の境界の線量計算における評価は、数量告示第 25 条第 2 項の規定に係るものと推察しますが、同項の規定は、一般的には想定し難いものも含め、様々な状況が生じることを仮定した規定となっていることを踏まえて、審査ガイド案では、具体的な確認の視点を示していません。 ➤ 御意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、審査ガイド案の第 2 章第 3 節 II. 6. (5) ②の記載内容を、以下のとおり修正します。 ➤ なお、審査ガイドにおける「II. 確認の視点」への記載の有無によって、法令上の規制要求を変更しようとするものではありません。 <p>(修正後の内容)</p> <p>② 工場又は事業所内に複数の放射線源が存在する場合には、同時に外部放射線に被ばくするおそれの有無及びそれらの全</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>部又は一部を複合して評価することの要否を検討し、必要と認められる場合には、それらを複合評価し、その評価の方法及び結果が示されていること¹²。</p> <p><u>脚注 12</u> 12 数量告示第25条第2項に定める「同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるとき」に該当する場合に行う複合評価については、<u>審査の実例が少ないことから、具体的な確認の視点は、本ガイドでは示さない。</u></p>
40	<p>「29頁目 5項(2)2 一定期間における放射性同位元素～適切に設定していること」について“使用をする時間の上限を設ける”との記載がありますが上限とは1に記載の“3か月につき500時間”を超える時間数で許可を受けている場合を意味するのでしょうか？許可時間数が500時間未満の場合500時間で評価し500時間を超える場合には許可時間数で評価する必要があるとのことでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「一定期間における放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする時間の上限」とは、規則第14条の7第1項第3号口の基準への適合のため、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して設定するものです。</p>
41	<p>〈該当箇所〉 17ページ(2) 〈内容〉 評価の手法の要求が厳しすぎる。妥当性の検証は、広く使われている計算手法であれば、いちいち要求する必要は無い。</p>	<p>➤ 許可申請における線量評価に係る評価の妥当性は、許可申請者が示さなければならない事項であり、御意見の部分はその妥当性を確認することを確認の視点として示すものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
42	線量評価における妥当性について、推奨する計算コードや計算過程の評価法について示した方が良いのではないか。	➤ 線量評価の手法については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、計算コードを用いるかどうかについても判断して許可申請書に記載すべきものです。
43	<p>〈該当箇所〉 17 頁 〈記述〉 評価において計算コードを用いる場合 〈意見〉 この説明は、モンテカルロ計算コードのことでしょうか？ また、他の計算方法とは原安センター発行の遮蔽計算マニュアルのことでしょうか？ モデル等の妥当性は、どのような基準で判断されるのでしょうか？ しゃへい計算を請け負う業者の中には、モンテカルロ法での計算を行えば、遮蔽は薄くても大丈夫という業者もあります。 また、同一施設の遮へい計算において、使用室等にはコードを使用して、事業所境界・居住区域・病室等、迷路の出入口などの計算は違う計算式を使用するとしても問題はないでしょうか？</p>	<p>➤ また、「計算コード」や「計算方法」については、整理番号 43 及び整理番号 44 の御意見のように「モンテカルロ計算コード」や「遮蔽計算マニュアル」に示される評価方法に限定されるものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
44	<p>審査 P. 17 2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等）、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <p>・ここで言う計算コードとは、モンテカルロ計算コードのことでしょうか？また、他の計算方法とは遮蔽計算マニュアルのことですか？ここでいうモデル等の妥当性は、モード内のモデルなので、他の計算方法による結果、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等によりその妥当性を示すのは困難ではないでしょうか？具体的にどのようなものが必要なのか、示してほしい。</p>	
45	<p>審査 P. 17</p> <p>2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等）、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。</p> <p><意見></p> <p>・使用室等の遮蔽計算に、計算コードを使用した場合として、事業所の境界・事業所内の人の居住区域・病室等、迷路の出入口など全てにこの計算コードを使用しないで、これらの場所については計算コードとは違う遮蔽計算マニュアルにあるような計算式を使用するような形での許可申請であっても問題がないと原子力規制委員会はお考えなのではないでしょうか？お答えください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
46	<p>審査 P. 18</p> <p>(4) 使用施設内の人が常時立ち入る場所</p> <p>2 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1を超えないことを適切な方法で評価していること。</p> <p><意見></p> <p>常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とする事が数量告示第24条の趣旨であり、その文章をそのまま使用すると当該評価の趣旨と違ってきます。「それぞれの線量限度又は濃度限度」以下の文章は、「外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを適切に評価していること。」と記述した方が許可使用者は理解しやすい。ご検討ください。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、数量告示第25条第1項の規定を一部引用している部分であり、当該部分により、当該数量告示の規定に係る考え方を変更しようとするものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
47	<p>審査 P. 19</p> <p>(6) 工場又は事業所の人居住する区域</p> <p>1</p> <p>また、工場又は事業所内にある病院又は診療所の病室等における</p> <p><意見></p> <p>病院又は診療所が法令でいう工場又は事業所に該当するので、この記述は可笑しい、工場又は事業所内に無い病院又は診療所の病室</p>	<p>➤ 御意見の部分は、数量告示第10条第2項第2号に規定する「病院又は診療所の病室等」を指すものであり、その趣旨がより明確になるよう、審査ガイド案の第2章第3節Ⅱ.6.(6)①の記載内容を、下記のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>(6) 工場又は事業所内の人居住する区域</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>等は該当しないことと読める。「工場又は事業所内にある」の記述は要らない。</p> <p>他に、37ページ、及び51ページにも同様の記述あり。</p>	<p>①… (略) …</p> <p>また、<u>病院又は診療所の病室等</u>における実効線量が、… (略) …</p>
48	<p>審査 P. 29 欄外18</p> <p>「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所が別表第1に示す箇所に適合することはもとより汚染検査の確実な励行を促すよう、使用施設から退域するため汚染検査室に入室した者に汚染検査を実施する室であることを掲示するため、同室の人の眼につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定すること。</p> <p><意見></p> <p>別表第1では汚染検査室の標識を付する箇所の規定は、「汚染検査室の出入口又はその付近」となっているので、欄外18の説明文は法令を遵守していない。この規定から判断すると、少なくとも使用施設等から汚染検査室に繋がる出入口付近に付することが必要となる。にも係わらずそのような記述となっていないのでこの文言は見直すべき。</p> <p>例えば、「・・・促すよう、使用施設から退域するため汚染検査室に入室する者に明らかに汚染検査室と分かるようにその出入口付近、汚染検査室に入室したときには、そこが汚染検査を実施する室であること知らしめるために、同室の人の眼につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定すること。」で、如何でしょうか。ご検討ください。</p>	<p>➤ 審査ガイド案の脚注18の記載は、「別表第1に示す場所に適合することはもとより、」と記載しており、別表第1に示す場所に適合することを前提とした上で、標識が人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することを示したものであり、御意見で指摘されるところの法令を遵守していないということには当たらないと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
49	<p>〈該当箇所〉 31 ページ 「各放射線施設に係る線量評価は、人が常時立ち入る場所及び工場又は事業所の境界等に係る線量評価と同様の条件及び方法により実施され、それらの評価結果に基づき管理区域が設定されていることが示されていること。」</p> <p>〈内容〉 線量評価のために用いる評価式は、線源から評価点までの距離に応じて多様であり、事業所境界の評価と管理区域内の評価に同じ式を用いることを要求することは混乱を招く。「方法」を削除していただくことが望ましい。</p>	<p>➤ 御意見の部分では、その線量評価に係る「確認の視点」において、第2章第3節Ⅱ. において示した「使用施設内の人が常時立ち入る場所」及び「工場又は事業所の境界」等における線量評価の「確認の視点」を参考にするという趣旨であり、御意見で指摘された「事業所境界の評価と管理区域内の評価に同じ式を用いることを要求する」ものではありません。</p> <p>➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、審査ガイド案の第2章第11節Ⅱ. を、下記のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p>
50	<p>〈該当箇所〉 31 ページ 2章 11節 2 1 〈内容〉 「同様の条件及び方法により実施」の記載は混乱するので、前行の「各放射線施設に係る」以降は削除すべきである。</p>	<p>Ⅱ. 確認の視点 様式イ、様式イの二、様式ロ又は様式ハの記載内容及び規則第2条第2項第3号から第6号までに規定する書類の記載内容により、管理区域の設定基準を基に管理区域が適切に設定されていることを、<u>本章第3節Ⅱ. の確認の視点を参考に</u>、下記1. から3. までに示す視点を踏まえて確認する。</p> <p>1. 被ばく線量 …(略)…各放射線施設に係る線量評価が実施され、それらの評価結果に基づき管理区域が設定されていることが示されていること。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
51	<p>審査 P. 31 2. 汚染の状況</p> <p>また、密封されていない放射性同位元素等を取り扱う放射線施設であるものの、管理区域の基準の設定基準のうち、3. の基準値を超えるおそれがないと評価した上で、許可使用者が一部の場所を管理区域と設定しない場合は、.....</p> <p><意見> この記述ですが、管理区域の基準3. を単独で適用できる事はありませんので、「また」以下の文章は削除すべきと考えますが、このような設定ができるのであればどのような場合なのか具体的に説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「管理区域の基準3. を単独で適用できる事はありません」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、規則第14条の7第5項に規定する「人体及び作業衣、履物等人体に着用している物の表面が放射性同位元素によって汚染されるおそれがないように密閉された装置内で密封されていない放射性同位元素の使用をする場合」を念頭に示したものです。 ➤ また、御意見の「このような設定ができるのであればどのような場合なのか」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素の取扱い、取扱いをする区域の管理の状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
52	<p><該当箇所> 32 ページ</p> <p>さらに、例えば、同一の工場又は事業所内の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の管理区域が一つの共通の管理区域にまとめる形で設定されるなど、異なる放射線施設の全部又は一部の場所を共通の管理区域として管理する場合には、その状況等が明確に示されていること。</p> <p><内容> 同一の工場又は事業所内の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の管理区域を一つの共通の管理区域にまとめる形で設定する方が一般的であり、それぞれの施設の管理区域が分散している方が一般的ではない。書きぶりを改めてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「施設の管理区域が分散している方が一般的ではない」との御意見の根拠が必ずしも明らかではありませんが、御意見の審査ガイド案第2章第11節Ⅱ. の「3. 管理区域の範囲」の内容は、許可申請者によって、同一の工場又は事業所内の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の管理区域を一つの共通の管理区域にまとめる形で設定する場合とそうでない場合があることを踏まえ、これらに係る確認の視点を網羅するために示したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
53	<p>審査 P. 35</p> <p>なお、密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて、耐火性の構造の容器に入れて保管する方法は、一般的には、密封された放射性同位元素が機器に装備されている場合であって、保管のつど当該機器から密封された放射性同位元素を取り出して、貯蔵室又は貯蔵箱に運搬して保管するといった取扱いを予定しないときに適用される保管方法である。このため、こうした保管方法とする場合については、密封された放射性同位元素の機器への装備状況、密封された放射性同位元素を装備する機器の設置状況及び密封された放射性同位元素の取扱いの状況等を併せて確認するものとする。</p> <p><意見> 「なお」以下の記述は、68Ge 校正用線源の中には装置に組み込まれるものもあるが、この場合の対応を示しているものと判断してよいか。 線源交換等で装置から取外すときは、専用の線源貯蔵箱（容器）に収納し払出をおこなうことでよろしいのでしょうか？ それとも別途、線源収納容器を特注しないといけないことになるのでしょうか？これらの回答をお願いするとともに、もう少しわかりやすい記述に変更願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、規則第14条の9第2号ただし書を適用する場合における確認の視点を示すものであり、御意見のような個別事例への適用方法を示すものではありません。 ➤ また、当該適用する場合における具体的な方法については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
54	<p>審査 P. 36</p> <p>3. 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合</p> <p>密封された放射性同位元素ごとに、保管の場所、個数が記載され、個々の容器が当該容器を内包する機器の名称又は付番等によって適切に識別された形で示されていること。さらに、容器とする部分が明確に示されており、かつ、耐火性の材料が用いられていることが示され、その構造の耐火性が示されていること。</p> <p><意見></p> <p>従来から、様式口で、機器に装備された放射性同位元素に該当するものは、その機器そのものに耐火性の構造の容器であることを要求されていたはずですが、密封された放射性同位元素であれば、貯蔵室又は貯蔵箱以外の貯蔵施設として、耐火性の構造の容器で保管することができるようになったということでしょうか。そうであるのであればその説明と回答をお願いします。そうであったとした場合、125I のような永久挿入線源にあっては、付番等で個々が識別するのは非常に難しい。線源マークを貼ることも不可能である。この場合の対応はどうすれば良いのかについてもご説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「耐火性の構造の容器で保管することができるようになった」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第14条の9第2号の規定に係る考え方に変更はありません。 ➤ また、御意見における放射性同位元素の取扱い状況等の詳細が明らかではなく、正確に回答することは困難です。
55	<p>審査 P. 45</p> <p>5. その他（保管の基準における要求）</p> <p>規則第14条の9第4号に定める基準は、その規定内容から「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」への適用を想定していることは明らかであるため、審査においても密封された放射性同位元素を入れる容器について同号の基準への適合性の確認は要し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規則第17条第1項第1号の規定は許可の基準ではありませんが、許可申請者によっては、当該規定との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等について、許可申請書に記載する場合があります。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ない。このため、貯蔵室又は貯蔵箱において、密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等は、許可申請における確認事項ではない。</p> <p>しかしながら、規則第17条第1項第1号の規定は、保管の基準として、「放射性同位元素の保管は、容器に入れて行うこと」を求めているところ、許可申請者が当該基準との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等について、許可申請者が許可申請書に同号に係る記載を行ったとしても、差し支えはないことから、それらの記載の削除を求めないものとする。</p> <p><意見></p> <p>この文章は読んでいても全く理解ができません。意味が不明です。</p> <p>「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」と「密封された放射性同位元素を入れる容器」について混同していませんか？</p> <p>規則第14条の9第4号は密封されていない放射性同位元素についての施行規則だと判断します。その文章に、密封された放射性同位元素の基準を重ねることは意味が通じません。はっきりと「密封された放射性同位元素を保管する際には容器に入れることを要しない。」と記すべきです。</p>	<p>➤ 御意見の審査ガイド案の第3章第4節Ⅱ. 5. は、上記の場合において、審査官は、記載の削除を求めないものとすることを示すものです。</p> <p>➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、脚注23を削除し、この他、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>5. その他</p> <p>規則第14条の9第4号に定める基準は、その規定内容から「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」への適用を想定していることは明らかであるため、審査においても、密封された放射性同位元素を入れる容器について、<u>同号の基準への適合性の確認は要しない</u>。このため、貯蔵室又は貯蔵箱において、密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等は、許可申請における確認事項ではない。</p> <p>しかしながら、規則第17条第1項第1号の規定は、保管の基準として、<u>放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設）において行うことを求めているところ</u>、許可申請者が当該基準との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等について、許可申請者が許可申請書に同号に係る記載を行ったとしても、差し支えはないことから、それらの記載の削除を求めないものとする。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
56	<p>審査 P. 45</p> <p>2. 確認の視点</p> <p>様式イ又は様式口の「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」欄のうち「閉鎖のための設備又は器具」欄の記載内容及び規則第2条第2項第3号から第5号までに規定する書類の記載内容により、申請内容が規則第14条の9第5号の基準に適合していることを、下記1. から3. までに示す視点を踏まえて確認する。</p> <p>また、貯蔵室又は貯蔵箱が複数設置される場合及び密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管するものが複数設置される場合には、それらの全てについて確認する。</p> <p><意見></p> <p>「また」以下の文章は、「また、貯蔵室が複数設置されている場合又は貯蔵箱が複数設置されている場合若しくは密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管されているものが複数設置される場合には、それらの全てについて確認する。」に書き換えたら如何でしょうか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第3章第5節Ⅱ. を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>また、貯蔵室が<u>複数設置される場合</u>や貯蔵箱が複数設置される<u>場合</u>、<u>密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管するものが複数設置される場合には</u>、それらの全てについて確認する。</p>
57	<p><該当箇所></p> <p>45頁</p> <p><記述></p> <p>貯蔵室又は貯蔵箱が複数設置される場合</p> <p><意見></p> <p>規則第14条の9第2号では、「貯蔵施設内には貯蔵室又は貯蔵箱を設けること。」となっています。「貯蔵室又は貯蔵施設内の貯蔵箱</p>	<p>➤ 規則第14条の9第2号の規定は、「貯蔵室又は貯蔵箱」を貯蔵施設に設けることとしており、また、御意見の審査ガイド案の「貯蔵室又は貯蔵箱」の記載がこれに該当することは審査ガイド案の文意から明らかなです。</p> <p>➤ なお、御意見の部分については、整理番号56の御意見に対する「考え方」に記載したとおり修正しています。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	が複数設置される場合」と表現するのが良いと思います。	
58	<p>審査 P. 46</p> <p>第6節 管理区域境界への柵等の設置（規則第14条の9第6号）</p> <p>1. 法令の要求事項</p> <p>規則第14条の9第6号の規定は、使用施設と同様に貯蔵施設に係る管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けることを求めている【解説32】。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に関連して <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文上の解説番号と実際の解説番号が合っていません。 <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「本文上の解説番号と実際の解説番号」が指す部分が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33は、審査ガイド案の第3章第8節において同様としている第2章第11節の「I. 法令の要求事項」に係るものであり、第3章第6節の「I. 法令の要求事項」に係るものではないため、御意見の「解説番号が合っていません」には当たらないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
59	<p><該当箇所> 47 ページ 3 章 7 節 2 4 <内容> 規則第 17 条第 1 項第 8 号の規定を踏まえると、注意事項を掲示するのは「貯蔵施設又は管理区域の目の付きやすい場所」ではなく「貯蔵施設の目につきやすい場所」である。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第 3 章第 7 節Ⅱ. 4. を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容) 4. その他（保管の基準における要求） 保管の基準である規則第 17 条第 1 項第 8 号の規定は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めている。…（略）…</p>
60	<p>審査 P. 50 (3) 複合評価時の線量限度等 ・・・・・・・・・・それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p><意見> 廃棄作業室は放射性汚染物を解放の状態での廃棄の行為をしますので、廃棄作業室内においては複合計算が必要となりますので、そのように書き換えることを検討してください。 保管廃棄設備内で放射性汚染物の詰替が出来るという判断をされたのであれば其の旨を、原子力規制委員会の判断として公示してください。</p>	<p>➤ 御意見の「廃棄作業室内においては複合計算が必要となります」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、許可の基準である規則第 14 条の 11 第 1 項第 3 号が引用する規則第 14 条の 7 第 1 項第 3 号イに掲げる線量に係る線量限度について、数量告示第 10 条第 1 項において規定しているところ、同項に定める線量限度について、数量告示第 25 条第 1 項の規定の「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるとき」における線量限度等の考え方を示すものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
61	<p>〈該当箇所〉 55 頁 〈記述〉 平均濃度が数量告示第 7 条に定める空气中濃度限度の 10 分の 1 を超えるおそれがある場合 〈意見〉 「空气中濃度限度の 10 分の 1」を規定しているのは、告示第 4 条（管理区域に係る線量）ですので、第 4 条についても併記する必要はないでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「空气中濃度限度の 10 分の 1」は、審査ガイド案に示すとおり、規則第 14 条の 11 第 1 項第 4 号本文に規定する「原子力規制委員会が定める濃度限度」として、数量告示第 14 条の 2 で規定しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
62	<p>審査 P. 59 ニ 作業室の容積を適正に設定していること。 また、当該作業室からの排気量を排風機の性能及び運転方法に基づき適正に設定していること。 〈意見〉 「容積を適正に設定」とは、どの程度までの正確性を求めているのですか。 きちんと原子力規制委員会が要求する内容を明確に示して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「容積を適正に設定」とは、当然ながら、放射線施設の設計に基づき設定するものですが、御意見の「正確性」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
63	<p>〈該当箇所〉 65 ページ (3) 排水設備の系統構成 作業室、廃棄作業室及び放射線発生装置を使用する室に設けられた排水口(焼却炉、フード、グローブボックス等の作業室、廃棄作業室又は放射線発生装置を使用する室に設けられた設備からの排水を排水設備に直結して導くものを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第 4 章第 5 節 II. 2. (3) を、以下のとおり修正します。 (修正後の内容) (3) 排水設備の系統構成 作業室、廃棄作業室及び放射線発生装置を使用する室に設

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈内容〉 グローブボックスからは、物理的に排水できないのではないか？そのため、「グローブボックス」の文言を例示から抜いた方が良いのではないか。</p>	<p>けられた排水口（焼却炉、フード等の作業室、廃棄作業室又は放射線発生装置を使用する室に設けられた設備からの排水を排水設備に直結して導くものを含む。）並びに…（略）…</p>
64	<p>〈該当箇所〉 74 ページ 〈内容〉 「33」は脚注の番号のため、現状の普通フォントを上付きフォントに変更してください。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第4章第10節Ⅱ. 1. の脚注番号を修正します。</p>
65	<p>〈該当箇所〉 76 頁欄外 〈記述〉 許使用者が一時的に使用施設の外（規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。）で、1日につき密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして使用する場合（管理区域の外にある小分けした密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。）には、適用しないとしている。 〈意見〉 管理区域外へ持ち出す核種が複数ある場合に関する注釈がありませんが、「管理区域外に持ち出す核種が複数ある場合は、それぞれの下限数量との比の和が1を超えない。」を追加してはいかがでしょうか。</p>	<p>➤ 規則の「下限数量」とは、規則第14条の3第3項の規定で「令第1条の下限数量」と定義しています。 ➤ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条では「原子力規制委員会が定める数量」を「下限数量」と定義しており、これを数量告示第1条で規定しています。 ➤ そのため、御意見の「管理区域外に持ち出す核種が複数ある場合は、それぞれの下限数量との比の和が1を超えない。」の趣旨は、審査ガイド案の脚注34の「下限数量」に含まれます。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
66	<p>〈該当箇所〉 76 頁欄外 〈記述〉 許可使用者が一時的に使用施設の外(規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。)で、1日につき密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして使用する場合(管理区域の外にある小分けした密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。)には、適用しないとしている。 〈意見〉 使用して残った放射性同位元素について、記載がありませんが、「持ち出した施設に戻すこと」を追加してはいかがでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「持ち出した施設に戻すこと」については、許可申請に係る要件ではないため、審査ガイドへの明記は不要と考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、許可申請者が許可申請書に御意見の「持ち出した施設に戻すこと」に係る記載を行ったとしても、差し支えはないことから、それらの記載の削除を求めるものではありません。 ➤ また、御意見の「持ち出した施設に戻すこと」を含め、規則第15条第2項の規定を適用する場合において必要な管理の方法等については、許可申請に係る手続とは別の対応として、放射線障害予防規程等において規定し、それらに基づき、適切な取扱いをすることが求められます。
67	<p>〈該当箇所〉 92 ページ 〈内容〉 「放射線発生装置廃止のための放射化測定評価マニュアル」としてまとめられた内容に基づいて、静電加速器、放射光施設、粒子線治療施設ではビームの直撃を受ける金属以外は放射化していないということを含めてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「静電加速器、放射光施設、粒子線治療施設」における放射線発生装置の取扱いの状況等は一律ではないため、御意見の「ビームの直撃を受ける金属以外は放射化していない」ことについては、許可申請者が、自らの放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、御意見の「放射線発生装置廃止のための放射化測定評価マニュアル」を参考に、許可申請書において、放射化の状況等を説明することを否定するものではありません。

整理 番号	意見の概要	考え方
68	<p>＜該当箇所＞82 ページ 別記 3 4 (6)</p> <p>＜内容＞ 「装置を設置けていること。」は、「装置を設けていること。」の誤りではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の別記 3 の 4. (6) について、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>(6) 必要に応じ燃焼温度を制御するための装置を<u>設けている</u>こと。</p>
69	<p>＜該当箇所＞ 85 頁</p> <p>＜記述＞ IAEA 基本安全原則 (IAEA Safety Standards Series No. SF-1) において、</p> <p>＜意見＞ IAEA 基本安全原則は、RI 規制法にいつから取り入れたのですか。今までは、「ICRP Pub60 の取り入れに等による法令改正」というように国際的な根拠を示していました。IAEA も国際機関ですので理解はできますが、ICRP も放射線から人を守る機関ですので、IAEA と ICRP の取り入れの明確性について説明が必要ではないですか。</p>	<p>➤ 法に基づく規制は、IAEA 基本安全原則が策定されるよりも以前から、許可使用者が安全のための一義的な責任を有していることを放射性同位元素等及び放射線発生装置を取り扱う上での前提としています。</p> <p>➤ 審査ガイド案の解説 1 では、この前提について、国際的な基本原則においても定められていることを単に示すものであって、御意見のような IAEA や ICRP の「取り入れ」や、「我が国の法規制の考え方や視点の根拠」を示すこととはその趣旨が異なるものと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
70	<p>＜該当箇所＞85 ページ 解説 1 2</p> <p>＜内容＞ IAEA 基本安全原則を遵守すべき考えを否定するものではないが、我が国の法規制の考え方や視点の根拠としては国内法令に留めるべきではないか。「るとおり、」までを削除し、「RI 法第 38 条の 4 を踏まえれば、」等に差替えるべきである。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
71	<p>〈該当箇所〉 85 頁 〈記述〉 許可申請者が定める取扱いの方針や評価における精度等を踏まえ、科学的な根拠及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すことにより、許容され得るということである。</p> <p>〈意見〉 加速装置の申請において、今までの”放射線施設のしゃへい計算マニュアル”を使用しなくても、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すのであれば、モンテカルロ法で計算することでも問題はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、許可申請に対する基本的な考え方について解説するものであり、御意見に例示する特定の手法や、個別の審査事案についての適否を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、御意見の「モンテカルロ法で計算することでも問題はない」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、整理番号42等の御意見に対する「考え方」に示すとおり、「計算コード」や「計算方法」については、「モンテカルロ計算コード」や「遮蔽計算マニュアル」に示される評価方法に限定されるものではなく、従来の審査実務を変更するものではありません。
72	<p>審査 P. 85 解説 1 3</p> <p>3 許可申請者より、「許可申請においては、盛り込む安全余裕を多大に設定することとなるため、その結果として、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの実態に照らして、放射線施設の規模や設備等が過大なものとなりがち。」といった旨の声が寄せられることがあるが、原子力規制委員会としては、許可申請者が、許可申請の時点において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の具体的な取扱いの方針等に基づいて、合理的に設計された放射線施設を示すことを否定するものではない。</p> <p>ただし、その意味するところは、単に許可申請者にとって都合な設計を許容するというのではなく、許可申請者が定める取扱いの方針や評価における精度等を踏まえ、科学的な根拠</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すことにより、許容され得るということである。</p> <p>また、設計が合理的で妥当なものであることの説明責任は、許可申請者が有するものであることも併せて認識する必要がある。</p> <p><意見></p> <p>「科学的な根拠及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示す」とは、一般的な放射線発生装置の許可申請は、今まで参照されている”放射線施設のしゃへい計算マニュアル”を使用しなくても合理的（誰が合理的と判断するのかその基準に疑問が残りますが）なものであれば問題ないという解釈になったと考えてよろしいですね。</p> <p>要するに、原子力規制委員会は今某会社が推薦しているモンテカルロ法で計算することでも問題はないと理解しているということではよろしいか。直線加速装置の遮蔽計算に際し、遮蔽計算マニュアルに基づく遮蔽計算を用いるよりも線量値が少なく出るモンテカルロ法です。本当によろしいのでしょうか。原子力規制委員会としての明確な回答をお願いいたします。</p>	
73	<p><該当箇所></p> <p>87 頁図</p> <p><記述></p> <p>法の規制を受ける放射線を放出する同位元素</p> <p><意見></p> <p>・「法の規制を受ける放射線を放出する同位元素」について、図示</p>	<p>➤ 審査ガイド案の解説3の図は、令第1条に規定するとおり、法の規制を受ける放射線を放出する同位元素（放射性同位元素）は、その数量及び濃度によること、そして当該数量及び濃度の基準値は数量告示に規定していることを概念的に図示するものであり、御意見の「複数の核種」の場合までを詳細に解説するものではありません。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>的に表すと以下のとおりであるとあるが、下限数量は核種毎で規制されているので、複数の核種ではこの図ではおかしくないですか。題名を「法の規制を受ける放射線を放出する同位元素（一核種について）」とすると解りやすいのではないですか。</p>	<p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
74	<p>・ 88 ページ 「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」は、どこに含まれるのか？（特に「放射性同位元素」に含まれない条文においては、どのように整理されているのか？）</p>	<p>➤ 審査ガイド案の解説 4 は、「放射性同位元素等」の概念を簡単に解説するものであって、詳細に解説するものではありません。 ➤ なお、御意見の「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」については、その考え方は整理番号 3 の御意見に対する「考え方」で示したとおりです。</p>
75	<p>審査 P. 89 解説 7 既許可の許可申請書の様式イ、様式ロ又は様式ハの「使用施設の位置、構造及び設備」欄のうち、「位置」欄中の「周囲の状況」欄に記載した内容に変更があるものについては、その内容が現況に更新されていることを確認するものとする。 なお、本欄に記載した事項のみを変更するために許可申請の手続を取る必要はなく、当該変更以後の直近の許可申請の際にその記載内容を更新することで足りる。 ただし、当然のことながら、「周囲の状況」の変更に伴って、新たな遮蔽物の設置が必要となるなど、既許可の内容（法第 3 条第 2 号から第 7 号までに掲げる事項）について変更をする必要がある場合には、あらかじめ許可申請をする必要がある。</p>	<p>➤ 御意見の「今までの変更申請の指導とは違う」とする部分が審査ガイド案の解説 7 のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 7 において、これまでの「周囲の状況」に係る考え方を変更しようとするものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見> この記述では、今までの変更申請の指導とは違うような気がします。いかがなものでしょうかお答え下さい。</p>	
76	<p>・ 89 ページ 【解説 7】 本解説について、どのような考え方で、申請が不要となるのか詳細を説明してほしい。この説明では、「周囲の状況」だけの変更でその他の記載事項に変更がなければ申請は不要である、と機械的に判断してよい、と解釈できるのだが、そのような考え方でよいか（法第 3 条第 2 号から第 7 号に掲げる事項に変更がある場合は、他の記載事項も変更となるため）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「「周囲の状況」だけの変更」の内容の詳細が必ずしも明らかでなく、また、御意見の「その他の記載事項に変更がなければ申請は不要である、と機械的に判断してよい、と解釈できる」部分が審査ガイド案の解説 7 のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 7 ではそうした旨を示していません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、「周囲の状況」の変更に伴い、既許可の内容の変更を伴うかについては、許可使用者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断すべきものです。
77	<p>89 ページ （解説 8）ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認 関連項目：第 2 章 使用施設の基準 第 1 節 使用施設の位置、第 3 章 貯蔵施設の基準 第 1 節 貯蔵施設の位置、第 4 章 廃棄施設の基準 第 1 節 廃棄施設の位置 近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説 8 に示すとおり、ハザードマップ（最新版）については、許可申請者に対し、許可申請時において、その添付の協力を求めるものであり、本ガイドにおいて添付の義務付けをするものではありません。 ➤ 御意見のような自治体がハザードマップを整備していない場合や公表していない場合には、個別の事情に応じて対応することとなります。 ➤ なお、ハザードマップの変更により、法第 3 条第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を変更する必要がある場合には、その変更について、あらかじめ許可を受ける必要があります

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>れている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p>意見 水害のおそれがない自治体では、水害のハザードマップが提供されていない場合があります。また、地崩れのおそれがないなどの自治体では、地崩れのハザードマップがありませんが、一律にそれらを求めているのでしょうか？現在はずべてに、水害・地崩れ等のハザードマップの提供を求められています。ハザードマップに関しては、全ての自治体が提供しているのではないことをご理解いただきたい。</p>	<p>が、許可の内容を変更するか否かについては、申請者自らが判断すべきものです。</p>
78	<p>審査 P. 89 解説8</p> <p>近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けられている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査において、すべてに、水害・地崩れ等のハザードマップの添付を求めているのが現状です。ハザードマップがない場合は提出できない場合はどうするのか。ハザードマップが新しくなった場合はどうするか、きちんと説明して下さい。 	
79	<ul style="list-style-type: none"> ・ 89 ページ <p>現状は、ほぼすべての申請について規制当局から要求されていると認識していますが、あくまで「協力」とうことでよいか。</p>	
80	<ul style="list-style-type: none"> ・ 89 ページ <p>【解説 8】すべての許可申請においてハザードマップを要求するのは、過剰な規制ではないでしょうか。例えば、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 21 条第 1 項第 14 号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」の第 1 条に該当する者には添付してもらうなど、段階的な規制のほうが合理的だと考えます。</p>	
81	<p><該当箇所></p> <p>89 頁</p> <p><記述></p> <p>ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認</p> <p><意見></p> <p>ハザードマップに関しては、全ての自治体と同じものを提供しているのではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、既存施設の変更申請時に最新ハザードマップが許可に影響を</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	及ぼす場合もあるのではないのでしょうか？この場合、事業者が説明できないことも生じるのではないのでしょうか。	
82	<p>・ 89 ページ</p> <p>【解説 8】ハザードマップは「添付することについて協力を求め」とあるが、これは添付しなくても許可の判断には影響しない、ということによいか。もし、許可の判断に影響するのであれば、その旨示すべきだと考えます。</p>	
83	<p><該当箇所> P89 解説 8</p> <p>【解説 8】ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認 …許可申請時においては、許可申請者にハザードマップ(最新版)を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><内容></p> <p>自然災害発生時の対応について、説明を求めるとのことですが、許可施設が直接に被害を受けた時だけではなく、大規模な災害により、許可施設にアクセスできない場合などの対応についても説明を求めるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の自然災害発生時の対応については、様々な状況が想定されるため、説明を求める事項を一概に示すことは困難です。 ➤ よって、原案のとおりとします。
84	<p><該当箇所> 89 ページ 解説 8</p> <p><内容></p> <p>文末の「必要な説明を求める」とあるが、他の解説同様に具体例を示していただくことはできないか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
85	<p><該当箇所> p91【解説 11】放射線施設内の人が常時立ち入る場所に係る線量限度 【解説 12】空气中濃度限度</p> <p><意見／理由> 解説を個別に読むと、外部被ばくと内部被ばくの限度がそれぞれ 1mSv であると誤解しやすいので、複合評価であることを明記して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「誤解しやすい」部分が、審査ガイド案の解説 1 1 及び解説 1 2 のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 1 1 及び解説 1 2 は、ICRP が設定した「1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv」を基に、数量告示第 7 条及び第 1 0 条第 1 項を規定していることを解説するものであり、御意見の「外部被ばくと内部被ばくの限度」を示していないことは明らかであると考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
86	<p><該当箇所> 91 頁 <記述> 1 週間当たりの積算値を規制上の線量限度とし、1 週間当たりの線量が 1mSv を超えないようにすれば、1990 年に国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）が職業被ばくに適用される実効線量限度とした 1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv を超えることはないものとして設定しているものである。</p> <p><意見> この考え方は、逆ではないですか？ ICRP Pub60 の取入れでは、“年” が先で“週” を決定したのではないのでしょうか。 今一度、精査して記述してください。 教育機関での説明と規制庁の解釈が逆のように思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「ICRP Pub60 の取入れでは、“年” が先で“週” を決定したのではないのでしょうか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 1 1 は、ICRP が設定した「1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv」を基に、数量告示第 1 0 条第 1 項を規定していることを解説しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
87	<p>〈該当箇所〉 91 頁 〈記述〉 1 週間当たりの積算値を規制上の線量限度とし、1 週間当たりの線量が 1mSv を超えないようにすれば、1990 年に国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）が職業被ばくに適用される実効線量限度とした 1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv を超えることはないものとして設定しているものである。</p> <p>〈意見〉 50 週ではなく、約 50 週としたのはなぜですか？ 1 年間（50 週）、3 月間（13 週）として計算するのではないのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「1 年間（50 週）、3 月間（13 週）」について、審査ガイド案の解説 1 1 では、単に、1 年間は約 50 週であること、3 月間は約 13 週であることを示しており、御意見のような計算方法を示すものではありません。</p>
88	<p>審査 P. 91 解説 1 1 規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号柱書及び号イ（規則第 1 4 条の 9 第 3 号及び第 1 4 条の 1 1 第 1 項第 3 号において引用する場合を含む。）の規定は、放射線施設に立ち入る者が、線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な遮蔽物を使用施設に設けることを求めるものである。</p> <p>〈意見〉 最近の申請では、医療用の直線加速装置などにおいて、放射線施設（使用室）が管理区域そのものとなっており、使用中は管理区域に放射線業務従事者が立ち入らないので、放射線の発生中の放射線発生装置使用室が放射線施設内の人が常時立ち入る場所には該当せず、このような場合においては、人が常時立ち入る場所が存在し</p>	<p>➤ 御意見の部分は、放射線施設内の人が常時立ち入る場所に係る線量限度に係る規定の背景等について解説するものであり、御意見の「医療用の直線加速装置など」に係る審査における確認の視点や、その解説を示すものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p> <p>➤ なお、審査ガイド案の解説 2 4 において、「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用において、管理区域外より遠隔操作するもの」に関する解説を示していますが、御意見を踏まえ、「使用施設内の人が常時立ち入る場所」がない場合における法令上の位置付けがより明確になるよう、解説 2 4 の記載を以下のとおり修正します。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ないことになっています。しかし、従来から直線加速装置の操作室等を放射線施設内の人が常時立ち入る場所として評価し申請するように指導を受けていますが、現在の原子力規制委員会のこの考え方に間違いはないでしょうか。</p> <p>操作室は、基本的に管理区域の外側なので管理区域の線量限度以下の場所であるので放射線施設として登録する必要は法令上無いかと思います。ただし、その場合は、放射線施設内の人が常時立ち入る場所の線量評価をする箇所が無くなってしまいます。一方、従来通り操作室を人が常時立ち入る場所として評価するのであれば、法令条文等にいれるべきなのではないでしょうか。これらを踏まえてご説明願います。</p>	<p>(修正後の内容)</p> <p>【解説 24】 使用施設内の人が常時立ち入る場所 … (略) …</p> <p><u>この場合にあつては、許可申請において、「使用施設内の人が常時立ち入る場所」に係る評価は不要であるが、実際の使用の状況等と相違がないことを確認することとなる。</u></p> <p>また、<u>その際に、法令における定義とは厳密には符合しないが、その使用施設の遮蔽に係る性能等を示すため、許可申請者が、使用をする室に隣接する場所であつて使用施設外の場所や、当該使用施設に係る管理区域の境界にあつて、人が常時立ち入る場所を「使用施設内の人が常時立ち入る場所」として、その被ばくの状況を評価して許可申請書に記載を行ったとしても、差し支えはないことから、その記載の削除を求めないものとする。</u></p> <p>… (略) …</p>
89	<p>審査 P. 91 解説 12</p> <p>空气中濃度限度は、1週間の作業による内部被ばくを1mSv以下に抑えれば、1990年にICRPが職業被ばくに適用される実効線量限度とした1年間(約50週間に相当)につき50mSvを超えるおそれはないという考え方に基づき、核種ごとに吸入摂取による実効線量が1週間につき1mSvとなる濃度として定められたものである。</p> <p><意見></p> <p>ICRP Pub60の取入れ時での説明では、“年”が先で“週”をあとから決定したのではないのでしょうか。教育機関や今までの規制側か</p>	<p>➤ 御意見の「解釈が逆」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説12は、ICRPが設定した「1年間(約50週間に相当)につき50mSv」を基に、数量告示第7条を規定していることを解説しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	らの説明と原子力規制委員会の解釈が逆のように思われますので、解説 1 2 は解説 1 1 と同様に検討、見直しをお願いします。	
90	<p><該当箇所> 91 ページ 解説 12</p> <p><内容> 「また、複数の核種が存在し、その核種が明らかでない場合は、核種の濃度のうち、最も少ないものを空气中濃度限度とするものとしている」</p> <p>「また、複数の放射性同位元素の種類が存在し、その種類が明らかでない場合は、それらの空气中濃度限度のうち、最も低いものを空气中濃度限度とするものとしている」が正しいのではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の解説 1 2 について、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容) 【解説 12】空气中濃度限度 …(略)…また、複数の核種が存在し、その核種が明らかでない場合は、核種の<u>空气中濃度限度</u>のうち、最も<u>低い</u>ものを空气中濃度限度とするものとしている(数量告示第 7 条第 3 号)。</p>
91	<p><該当箇所> 92 頁</p> <p><記述> 3 月間当たりの線量が $250 \mu\text{Sv}$ を超えないようにすれば、1990 年に ICRP が公衆被ばくに適用される実効線量限度とした 1 年間につき 1mSv を超えることはないものとして設定しているものである。</p> <p><意見> 90、91 ページの説明とは違って、この説明は適切だと考えますが、下記のように算出のための週数を入れると分かりやすいのではないのでしょうか？ 3 月間(13 週)当たりの線量が $250 \mu\text{Sv}$ を超えないようにすれば、1990 年に ICRP が公衆被ばくに適用される実効線量限度とした 1 年</p>	<p>➤ 御意見の「週数を入れる」ことについては、3 月間が 1 年間(1 2 月間)の 4 分の 1 であることが自明であり、あえて週数を入れる必要性はないことから、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	間（50 週）につき 1mSv を超えることはないものとして設定しているものである。	
92	<p>・ 92 ページ</p> <p>【解説 18】「密封されていない放射性同位元素の使用をする工場又は事業者」においては、「下限数量以下の密封されていない放射線を発生する同位元素」であっても、数量告示第 1 条 2 号口の規定により総量的に規制されるため、許可の対象となる、という考え方でよいか。そうであれば、告示等の法令根拠とともに説明を充実させてもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説 18 は、審査ガイド案の第 2 章第 3 節 II. における「様式イの二の記載事項に係る被ばく評価についても、確認の対象としないものとする」について解説するものであり、御意見の「総量的に規制されるため、許可の対象となる」のか否かの考え方を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
93	<p>P. 94 解説 19</p> <p>この規定に基づき下限数量等への当否の判定をすることとなる。の記述ですが、密封されていない放射性同位元素の場合下限数量等に対して否となる場合があるのでしょうか。密封されていない放射性同位元素は総量規制ですから、許可を受けようとする事業所内においては下限数量以下の放射性同位元素であっても許可の対象です。この記述からすると許可の対象とならないということが想定できますが、その想定が正しいのか原子力規制委員会の判断をお示し下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「許可の対象とならないということが想定」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 19 は、放射平衡となる核種に係る下限数量等への当否の判定の考え方等について解説するものであり、御意見のように、本来「総量規制」を受けるもののうち「許可の対象とならない」場合等を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
94	<p><該当箇所></p> <p>96 ページ</p> <p>解説 22 の短寿命核種の取り扱い</p> <p><内容></p> <p>「短寿命核種のガイド」を示し、「極めて短い半減期」が 2 週間以</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説 22 は、審査ガイド案第 2 章第 3 節 II. 2. (1) ④及び第 3 章第 3 節 II. 2. (1) ③が、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する陽電子断層撮影用放射性同位元素と同様の取扱い及び管理をし得ることを示すものではない旨を解説するものであり、御意見のように「極め

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>内の核種と定義すべきである。また事業者の責任で適切に管理されていれば、2週間よりも長い場合、例えば1か月程度の半減期でも減衰は考慮できるようにしても問題ない。</p>	<p>て短い半減期」の定義を示すものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
95	<p>＜該当箇所＞ 100 頁 ＜記述＞ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用中に、使用する室の出入口扉が開放される等、上記1の措置が解除された場合、直ちに放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を自動的に停止させる機構。 ＜意見＞ この機構が働いて停止したとしても、自動復帰してはいけないということも記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>➤ 御意見の「自動復帰」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第14条の7第1項第7号に規定するインターロックは、審査ガイド案の解説29の①及び②の両者の機構を備えるものであり、この場合、御意見の「自動復帰」はなされないものと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
96	<p>＜該当箇所＞ 101 ページ 解説 33 ＜内容＞ 「使用の基準及び保管の基準」は、廃棄作業室も同様の基準が適用されており、廃棄の基準もある。そのため、「使用の基準、保管の基準及び廃棄の基準」ではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の解説33について、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>【解説 33】 管理区域の設定基準</p> <p>…(略)…上記3. の基準値については、上記1. 及び上記2. の基準並びにその組合せ(上記4. の基準)により、人の被ばくに係る基本的な観点からの管理区域の設定基準として充足されるが、<u>使用の基準、保管の基準及び廃棄の基準</u>において、人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は数量告示第8条に規定する表面密度限度を超えないようにすることを求めていること等を踏まえ、放射線施設内の汚染の状況に</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>についても数量告示第8条に規定する表面密度限度（その基準値としては数量告示第8条に規定する表面密度限度の10分の1）を設けているものである。…（略）…</p>
97	<p>〈該当箇所〉 101頁 〈記述〉 管理区域の設定基準 〈意見〉 管理区域の設定基準は1,2,3,4を「超える」場所ではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 整理番号97の御意見の「設定基準は1,2,3,4を「超える」場所」及び整理番号98の御意見の「管理区域の設定基準は、1,2,3に示した量を超える場所」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33は、管理区域の設定基準となる数量告示第4条各号の規定について解説するものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、規則第1条第1号の規定において、審査ガイド案の解説33で示す「〈管理区域の設定基準〉」（数量告示第4条各号）を超えるおそれのある場所を管理区域と定義しています。
98	<p>審査 P. 101 解説33 〈管理区域の設定基準〉 1. 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき1.3mSv 2. 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が数量告示第7条に定める空気中濃度限度の10分の1 3. 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、数量告示第8条に規定する表面密度限度の10分の1 4. 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の上記1.の実効線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の上記2.の濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見> 管理区域の設定基準は、1, 2, 3に示した量を超える場所ではないのか。当該解説ではそのようには読めませんが。</p>	
99	<p><該当箇所> 101 頁 <記述> 管理区域の設定基準 <意見> 「管理区域の設定基準のうち、上記 1. の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば」とあるが、この変動を考慮した結果が3月間であれば、人が常時立ち入る場所の計算も3月間とすべきではないですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「人が常時立ち入る場所の計算も3月間とするべき」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33は、管理区域の設定基準のうち数量告示第4条第1号の規定について解説するものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、審査ガイド案の解説11において、使用施設内の人が常時立ち入る場所に係る線量限度の解説を示しています。
100	<p>101 ページ （解説33）管理区域の設定基準 管理区域の設定基準 1. 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき1.3mSv 2. 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が数量告示第7条に定める空气中濃度限度の10分の1 3. 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、数量告示第8条に規定する表面密度限度の10分の1</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>4. 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の上記1.の実効線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の上記2.の濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>意見</p> <p>「管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば」とあるが、この変動を考慮した結果が3月間であるのに対し、人が常時立ち入る場所の計算が1週間であるのはどのような根拠からでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
101	<p>〈該当箇所〉 101 頁 〈記述〉 管理区域の設定基準 一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、とあります。特殊な状況下とはどのような状況を指すのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「特殊な状況下」とは、ICRP1990年勧告における5.5.2(192)（※）等の「特殊な状況」を指し、これを引用するものです。</p> <p>※「ICRP Publication 60 国際放射線防護委員会の1990年勧告（社団法人日本アイソトープ協会）」 「5.5.2 公衆被ばくにおける線量限度」（抜粋） 「(192)…（略）…しかしながら、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が年あたり1mSvを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもありうる。…（略）…」</p>
102	<p>〈意見〉 ・管理区域に関連して P101【解説33】管理区域の設定基準 管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p>	<p>➤ 御意見の「確実な設定基準」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33に示す「〈管理区域の設定基準〉」は、数量告示第4条各号に規定するものを示しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>・ 管理区域の設定基準については、確実な設定基準ですか？</p> <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	
103	<p><意見></p> <p>・ 管理区域に関連して</p> <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1. の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>・ 線量を算定する期間を3月間とした、という根拠は1990年ICRP勧告ですか？</p> <p>1990年ICRPの勧告では、3月については外されて、年を目標にしたのではないですか？</p> <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	<p>➤ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33において、実効線量を3月間につき1.3mSvにすれば、「1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）」を超えて被ばくするおそれはないこと等を示しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
104	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に関連して <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>・*一般公衆の年の被ばくから、管理区域の線量を求めたのではないですか？（1990年ICRPの勧告（原文）から） 上記について詳細にご説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「一般公衆の年の被ばく」の指すものが必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33において、「管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値」については、「1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）」等を踏まえて設定していることを示しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
105	<p>審査 P. 102 解説34</p> <p>規則第14条の9第4号の規定は、保管する放射性同位元素の外部への漏えいを防止することを求めるものである。ここで、「容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とは、気体状の放射性同位元素のほか、気化しやすい性状の放射性同位元素及び粉体状の放射性同位元素をいう。「液体がこぼれにくい構造」とは、具体的な例として、容器を静置した場合において転倒しにく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「規則第15条第1項第2号の使用状態」における「密封された放射性同位元素には適用されない」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、規則第14条の9第4号に規定する貯蔵施設に備える容器について解説するものです。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>い構造や、容器を密閉できる構造等のものが挙げられる。</p> <p>「亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるもの」とは、容器の落下による衝撃、転倒による打撃等により、容器が亀裂又は破損等に至るおそれのあるものをいう。具体的な例として、ガラス製、陶製等の容器が挙げられる。</p> <p>「汚染の広がりを防止するための施設又は器具」とは、容器からの漏出が生じた場合、当該容器からの放射性同位元素を受け取るためのものや、回収するためのものをいう。・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><意見></p> <p>規則第15条第1項第2号の使用状態で開封又は破壊されるおそれがなく、漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのない密封された放射性同位元素には適用されないということによろしいか？回答願います。</p>	
106	<p><該当箇所></p> <p>102 頁</p> <p><記述></p> <p>貯蔵施設の閉鎖設備等</p> <p><意見></p> <p>「放射性同位元素の保管中にみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等。）を講ずることを求めているが」とあるが、これは防護上の要求事項とは違うのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、規則第17条第1項第3号の規定のための措置が規則第14条の9第5号に規定する「閉鎖のための設備又は器具」と不可分なものである場合について解説するものであり、御意見の「防護上の要求事項とは違う」のか否かなどのような、具体的な設備の設計を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
107	<p>審査 P. 102 解説35</p> <p>規則第14条の9第5号の規定は、貯蔵施設を閉鎖し、放射性同位元素の無断移転や盗難の防止、人の不必要な接近による放射線被ばくを抑止するなど、その保管する放射性同位元素の適正な管理を求めるものである。ここで、「閉鎖のための設備又は器具」とは、具体的な例として、貯蔵室又は貯蔵箱を閉鎖するために当該貯蔵室又は貯蔵箱に設ける鍵等が挙げられる。</p> <p>また、貯蔵箱にあつては、貯蔵箱を設置する室等を閉鎖するためのものも該当する。</p> <p>さらに、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、当該容器を閉鎖するため、容器を装備する機器に設ける設備や、当該容器を装備する機器を設置する室等を閉鎖するためのものが該当する。</p> <p><意見></p> <p>・「貯蔵箱を設置する室等を閉鎖するためのものも該当する。」とされていますが、通常、貯蔵箱は、作業室又は放射性同位元素の使用室等に設置されており、貯蔵箱の扉には施錠管理がなされています。さらに床又は机等に強固に固定されています。そのような状況下であっても、作業室又は放射性同位元素の使用室等を閉鎖するような措置とは法令上、これらの室の閉鎖規定が法令で規定されていないのに、原子力規制委員会は作業室又は放射性同位元素の使用室等閉鎖を強要するのでしょうか。ご回答願います。</p>	<p>➤ 御意見の「作業室又は放射性同位元素の使用室等」の「閉鎖を強要」するとしている部分が審査ガイド案の解説35のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分では、そうした旨を示していません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
108	<p>〈該当箇所〉 105 頁 〈記述〉 保管廃棄設備 〈意見〉 保管廃棄設備は、独立の建物でなければならないように読めます。また、柵だけで区画ができるのなら、野外でも柵によって区画すればよいとも解釈できますがよろしいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説43の「保管廃棄設備として供する独立の建物又は建物の壁、扉若しくは柵により区切られた一定の区域」は、直前にある「具体的な例として、」という文言が示すとおり、「外部と区画された構造」の例示であり、区画の方法を限定するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
109	<p>審査 P. 105 解説43</p> <p>規則第14条の11第1項第8号の規定は、放射性同位元素等を適正に保管廃棄することができる設備の設置等を求めるものである。ここで、「外部と区画された構造」とは、具体的な例として、保管廃棄設備として供する独立の建物又は建物の壁、扉若しくは柵により区切られた一定の区域が挙げられる。</p> <p>また、保管廃棄設備としてピット、保管庫（ただし、その開口部に扉又は蓋等を有する構造のものに限る。）を設置する場合は、当該ピット又は保管庫の外郭の構造がこれに該当する。</p> <p>「容器に封入することが著しく困難」とは、具体的な例として、放射性汚染物の外形形状が一般的に保管廃棄容器として供し得るものよりも大型のものであって、分割又は分解することを考慮した構造となっていないものや、被ばく又は放射性汚染の管理上の観点等から、これを分割又は分解して容器に封入することが合理的でないものが該当する。なお、廃棄施設の技術上の基準として明確な要求はないが、容器に封入しない状態で保管廃棄をするものについては、当該保管状態における防火又は耐火性についての考慮が必要で</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ある。・・・</p> <p><意見> 保管廃棄設備は、基本的には独立した建物物又は床、壁、天井等による区画でなければならないように今まで審査され・許可がなされてきたはずですが、当該解釈によりますと、柵だけで区画出来れば法令を満足するかのように読めますが、野外で柵によって区画されているような保管廃棄設備でも構わないのでしょうか。原子力規制委員会として明快なご回答をお願いいたします。</p>	
110	<p><該当箇所> 106 頁 <記述> 密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けしたものの管理区域外使用</p> <p><意見> 密封されていない放射性同位元素以外の許可使用者は、管理区域内での下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用については規制されるのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説4 4は、規則第15条第2項に規定する密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けしたものの管理区域外使用について、解説するものであり、密封されていない放射性同位元素の使用の許可を受けた者のみを対象とした記載です。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の許可のみを有する許可使用者は、当然のことながら密封されていない放射性同位元素を使用することはできないため、その所持する密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして使用するという事も想定されません。
111	<p>審査 P. 106 解説4 4</p> <p>規則第15条第2項の規定は、許可使用者以外の者は本法の義務を課されることなく下限数量以下の密封されていない放射線を放出する同位元素を使用することができることとの均衡を図るため、許可使用者が密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>小分けして使用をする場合には、規則第15条第1項第1号（放射性同位元素の使用施設における使用）、同項第1号の2（密封されていない放射性同位元素の作業室における使用）及び同項第3号（被ばく低減のための措置）の規定を適用しないとしたものである。</p> <p>規則第15条第2項の規定に基づく使用は、「使用施設の外（規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。）」としている。</p> <p>したがって、許可申請において「管理区域」としている場所39では、規則第15条第2項の規定に基づく使用をすることはできない。これは、既に管理区域として区域管理を行っている場所については、部分的ではあっても、使用の基準及び廃棄の基準に基づく規制を解除することによって、当該管理区域に係る管理及び出入りする放射線業務従事者に係る管理等が複雑なものとなり、また、誤解や混乱を生じ、ひいては放射線障害を防止するために講ずる措置の確実な実施及びその規律の遵守に支障を来たすことがないようにするためのものである。</p> <p>.....</p> <p><意見></p> <p>解説は、密封されていない放射性同位元素の許可を得た許可使用者の場合についてのみの記述となっている。密封された放射性同位元素や放射線発生装置の使用者で、下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用をしている許可使用者又は届出使用者における下限数量以下の密封されていない放射性同位元素は許可の対象外であるため自由に使えます。従って、これらの者においては</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>管理区域内で下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用が出来ます。これらの者との整合性がとれる解説となっていますでしょうか。ご検討をお願いするとともに、密封された放射性同位元素や放射線発生装置の使用者で、下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用をしている許可使用者又は届出使用者に対する下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用に関わる規制をどうするのかご検討するとともに、検討結果の回答をお願いします。</p>	

**放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認
に関する審査ガイドに対する直接の意見ではないが関連する意見及び考え方**

令和 5 年 3 月 2 9 日

整理 番号	意見の概要	考え方
1	<p>P. 9 (21) P. 36 (48) P. 50 (62) (3) 複合評価時の線量限度等それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とすることが数量告示第24条の趣旨である。ただし、密封されていない放射性同位元素を使用する当該常時立ち入る場所には必ず外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがあるため、わざわざそれぞれの線量限度と濃度限度を新たに定めるよりは、単純に外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを示せば、告示の趣旨と同意であることとなるので、許可申請時にこれらの比の和が1以下であることを示せば良いのである。少なくとも、科学技術庁、文部科学省まではその趣旨を理解して審査していた。</p>	<p>➤ 御意見については、個別の事例に関して放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の関係法令（以下「法令」という。）に定める技術上の基準への適合性について確認するもの、過去の審査実務との相違を確認するもの、法令の改正要望、法令に基づく指導に対する意見等であり、これらは、審査その他の法令の実務において、適切に対応します。</p>
2	<p><該当箇所> 12頁 <記述> 許可申請に係る放射線発生装置については、様式ハの「種類」欄、</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>「台数」欄及び「性能」欄に記載されている放射線発生装置の諸元等が、実際に許可を受けようとする放射線発生装置の種類、性能等と対応するものであること。</p> <p>〈意見〉</p> <p>様式ハの「種類」欄に施行令第2条で定める放射線発生装置の名称に加え、製造メーカー・形式を併記していますが、本来は様式ハの「種類」欄は施行令に規定される名称のみを記載することによってよろしいでしょうか？</p> <p>この場合、性能が同じ直線加速装置の更新を行った場合に「放射線発生装置の種類」が変更されることではないので、変更許可申請は不要ということによろしいでしょうか？</p>	
3	<p>12 ページ</p> <p>「また、「使用時の線量」の積算値が、許可申請者が定める上限を超過しないように管理するための方法等が示されていること。」とありますが、医療用の放射線発生装置においては、線量を制御するために「線量計」が装着されているのが当然です。最近の審査においてはその線量計の機能や役割についてまで説明を求められます。過去の申請ではこのような説明は不要でしたが、なぜそのような説明が必要になってきたのでしょうか？</p>	
4	<p>審査 P. 17 (29)</p> <p>2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>得られた結果との比較や評価等)、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モンテカルロ計算コードを用いた場合、遮蔽計算マニュアルの計算より非安全側の結果が出ますが、原子力規制委員会としてはその信憑性について確実に把握し、審査に引用されてきたときに、具体的な計算に用いたデータやその安全性の妥当性について厳しく審査を行っているのでしょうか。 	
5	<p>P. 17 (29)</p> <p>2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等)、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。」に関連してご質問します。</p> <p>モンテカルロの計算には多大な費用が掛かり、これを原子力規制委員会が推奨されると許可使用者としては非常に困ります。計算に多大な経費が必要となるからです。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
6	<p>審査 P. 36 (48)</p> <p>(3) 複合評価時の線量限度等 それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和 が1となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p><意見></p> <p>常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とする事が数量告示第24条の趣旨である。ただし、密封されていない放射性同位元素を使用する当該常時立ち入る場所には必ず外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがあるため、わざわざそれぞれの線量限度と濃度限度を新たに定めるよりは、単純に外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを示せば、告示の趣旨と同意であることとなるので、許可申請時にこれらの比の和が1以下であることを示せば良いのである。少なくとも、科学技術庁、文部科学省まではその趣旨を理解して審査していた。</p> <p>しかしながら、貯蔵室内においては、密封されていない放射性同位元素は容器に入れられ、貯蔵室内にて容器から放射性同位元素を取り出すことは出来ません。従って、貯蔵施設（貯蔵室）内においての当該評価は不要となる。貯蔵箱が作業室以外の場所に設置してあっても、容器の開封場所は作業室となるので、貯蔵箱</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の設置場所における当該評価も不要である。因みに作業室は使用施設の複合評価になります。</p>	
7	<p>〈該当箇所〉 36 頁 〈記述〉 密封された放射性同位元素ごとに、保管の場所、個数が記載され、個々の容器が当該容器を内包する機器の名称又は付番等によって適切に識別された形で示されていること。 〈意見〉 永久挿入線源(I-125 等)は、マークや付番等で識別するのは困難ではないでしょうか。複数個をまとめて付番することによろしいでしょうか？</p>	
8	<p>審査 P. 50 (62) (3) 複合評価時の線量限度等 ・・・・・・・・・・・・・・・・それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。 〈意見〉 常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とする事が数量告示第24条の趣旨である。ただし、密封されていない放射性同位元素を使用する当該常時立ち入る場所には</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>必ず外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがあるため、わざわざそれぞれの線量限度と濃度限度を新たに定めるよりは、単純に外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを示せば、告示の趣旨と同意であることとなるので、許可申請時にこれらの比の和が1以下であることを示せば良いのである。少なくとも、科学技術庁、文部科学省まではその趣旨を理解して審査していた。</p> <p>しかしながら、保管廃棄設備内における廃棄容器を開けることは法令上出来ません。保管廃棄という廃棄の行為だからです。保管廃棄設備内で廃棄容器に放射性汚染物を詰め込むことは法令上出来ないということです。従って、当該室において複合計算する必要はありません。</p>	
9	<p><該当箇所> 77頁 <記述> 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。 <意見> ・医療用の直線加速装置の更新に伴う装置の撤去、設置などは「工事」に含まれますか？ 管理区域の設定のために地面にフェンスを設置した場合は「工事」となるでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
10	<p>〈該当箇所〉 77 頁 〈記述〉 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。 ・「管理区域」へ立入り工事を行う場合、通常どおり放射線障害の防止に関し講ずる措置を行いますが、特別に「工事期間中の措置」というものがあるのでしょうか？</p>	
11	<p>P. 77 (89) 第3節 審査 1. 法令の要求事項 規則第9条第2項第3号の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請書には、工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。</p> <p>〈意見〉 ・「工事を伴うとき」「その定工事期間及びその工事期間中」で求めている”工事”とは、どの程度の工事を指すのか不明確です。装置の撤去、装置の設置なども工事に入るのでしょうか。ご説明ください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
12	<p>P. 77 (89)</p> <p>第3節</p> <p>審査 1. 法令の要求事項</p> <p>規則第9条第2項第3号の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請書には、工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。</p> <p><意見></p> <p>・「工事」が伴わなくても、「管理区域」となっているところへの立入りの場合は、放射線障害予防規程にしたがって、入退出者の教育訓練及び管理は、必ず行うものです。ここでいう「工事」と想定しているものは、どのような範囲の工事ですか、具体的な例をご教示いただきたい。</p>	
13	<p>78 ページ</p> <p>2 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。</p> <p>なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、その申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>意見</p> <p>「工事」とは、どの程度の作業のことを指すのでしょうか？使用室の構造を変更しない放射線発生装置の更新、管理区域拡大のための柵やフェンスの設置はなく「工事」となるのでしょうか？また、「工事」が伴わなくても、「管理区域」となっているところへの立入なので、放射線障害予防規程にしたがって、入退出者の管理は行います。</p>	
14	<p>78 ページ</p> <p>2 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。</p> <p>なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、その申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求める</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>意見 ここであえて「工事期間中の措置」を求めているのは、どのような工事を想定しているのでしょうか？具体的な例をご教示ください。</p>	
15	<p>審査 P. 78 (90) 1行目</p> <p>2. 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、その申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>して説明を求めるものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p><意見></p> <p>・「工事を伴う場合」「その定工事期間及びその工事期間中」で求めている”工事”とは、どの程度の工事を指すのか不明確です。装置の撤去、装置の設置なども工事に入るのですか。ご説明願います。</p>	
16	<p>審査 P. 78（90） 1行目</p> <p>2. 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、そ</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p><意見></p> <p>・「工事」が伴わなくても、”管理区域”となっているところへの立入りの場合は、放射線障害予防規程にしたがって、入退出者の教育訓練及び管理は、必ず行うものです。ここでいう「工事」と想定しているものは、どのような範囲の工事ですか、具体的な例を示してご教示いただきたい。</p>	
17	<p>別記1「一般的な取扱時の評価における飛散率、透過率及び混入率について」について、すでに届出済みの施設等において、記載の評価値が使用されていない場合、変更申請を行う場合は再評価</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	の必要はあるのか。	
18	<p>審査 P. 85 (97) 解説1 2</p> <p>2 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに当たっては、IAEA 基本安全原則 (IAEA Safety Standards Series No. SF-1) において、「安全のための一義的な責任は、放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない」(「原則1:安全に対する責任」という国際的な基本原則が定められているとおり、許可使用者が安全のための一義的な責任を有しているところ、その許可申請の段階においても、許可申請者が安全への説明責任等について主体的に対応すべきものであり、本ガイドにおいても、こうした考え方を前提として、「確認の視点」を示すものである。</p> <p><意見></p> <p>・防護規則の取り入れの時にパブコメにて意見提出された「数値が違うのではないですか。」という質問について IAEA に問い合わせるとした件について、未だ回答がなされていないので、明快な回答、問い合わせをしたのか否かについても回答をお願いします。</p>	
19	<p>・ 85 ページ</p> <p>基本的な考え方において、3.「科学的な根拠及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すことにより、許容され得る」とあり、「設計が合理的で妥当なものであることの説明責任は、許可申請者が</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>有するものである」とあります。 しかしながら、モンテカルロ法が認められず、別の計算方法で申請するように審査官から指示があり、標準審査期間を大幅に超えても審査が続いているという例もあると聞いている。このようなことがないように願いたい。</p>	
20	<p>審査 P. 89 (101) 解説7</p> <p>既許可の許可申請書の様式イ、様式ロ又は様式ハの「使用施設の位置、構造及び設備」欄のうち、「位置」欄中の「周囲の状況」欄に記載した内容に変更があるものについては、その内容が現況に更新されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、本欄に記載した事項のみを変更するために許可申請の手続を取る必要はなく、当該変更以後の直近の許可申請の際にその記載内容を更新することで足りる。</p> <p>ただし、当然のことながら、「周囲の状況」の変更に伴って、新たな遮蔽物の設置が必要となるなど、既許可の内容（法第3条第2号から第7号までに掲げる事項）について変更をする必要がある場合には、あらかじめ許可申請をする必要がある。</p> <p><意見></p> <p>「使用施設の位置、構造及び設備」欄のうち、「位置」欄中の「周囲の状況」欄に記載した内容に変更があるものについては、その内容が現況に更新されていることを確認するものとする。なお、本欄に記載した事項のみを変更するために許可申請の手続を取る必要はなく」と記述されていますが、ここでいう「周囲の状</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>況」とは、放射線施設の周囲でも無く、事業所の周囲でも無いの ですね。どちらなのか明確に回答願います。</p>	
21	<p>審査 P. 89 (101) 解説8</p> <p>近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の 向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマッ プへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみなら ず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハ ザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請 と位置付けられている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可 申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添 付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発 生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの添付は届出使用者の場合は除外でよろしいで しょうか。 	
22	<p>審査 P. 89 (101) 解説8</p> <p>近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の 向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマッ プへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみなら ず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハ ザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請 と位置付けられている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可 申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><意見> ・さらに今後もハザードマップの添付を継続するのであれば法改正し、条文に盛り込んで下さい。そうしないと許可使用者や許可廃棄業者が納得しません。その際には上記のような場合がありますので除外規定も忘れずに条文化して下さい。</p>	
23	<p><該当箇所> 89 頁 <記述> 「建築物」等 <意見> 野外に設置されたレベル計などは、この説明では建築物や居室に当たらないので、その他の区分に該当すると思われます。 厚さ計などが大きな工場に設置し管理区域を柵等で囲う場合、管理区域の外側の工場を使用施設にするよう指導を受けたことがあります。さらに、工場自体は大きく出入り口が30箇所とか40箇所になるので、すべての出入り口に使用施設の標識を付けるように指導を受けました。このような場合の管理区域は、野外としての解釈というか、野外として対応することはできないでしょうか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
24	<p>審査 P. 89 (101) 解説9</p> <p>規則第14条の7第1項第2号、第14条の9第2号及び第14条の11第1項第2号の規定は、放射線施設又はその周辺で火災が発生した場合、その火災による放射線施設等への影響を最小限のものとするを求めるものである。ここで、「建築物」、「居室」、「主要構造部」、「耐火構造」及び「不燃材料」とは、いずれも建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定するところのものであり、以下に示すとおり。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ計などが大きな工場に設置し管理区域を柵等で囲う場合、管理区域の外側の工場を使用施設にするよう指導を受けたことがある事業所が存在しますが、これは指導の行き過ぎであって、これら厚さ計の管理区域を包含する室を使用施設（居室）として許可を取れば十分ですよね。ご回答願います。 	
25	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に関連して <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>・被ばく管理との関係を考えると、3月の間で変動することを考えているのに、妊娠を認めた女性は何故毎月なのか。</p> <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	